

社会福祉法人若草会 競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 社会福祉法人若草会（以下「本会」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取扱いについては、「社会福祉法人若草会経理規程」（以下「経理規程」という。）その他法令に定めるもののほか、この「社会福祉法人若草会 競争入札実施要領」（以下「要領」という）に定めるところによるものとする。

2 本会の契約事務の執行は、本会の経理規程第59条に基づき、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者等」という。）が行うものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、本会の指定した期日までに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けた者で復権を得ていない者でないことを確認することが出来る書類（以下「確認書類」という。）並びに当該公告で指定した書類を「競争入札参加資格確認申請書」に添付し、契約担当者による旨を申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入札日において大分市の競争入札参加有資格者として登録されている場合は、確認書類の提出を不要とする。なお、大分市のページ等で情報が公開されていない事業者については、大分市の資格審査決定通知書等の写しの提出を求めるものとする。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前にその者の見積金額の100分の5以上の入札保証金又は、入札保証金にかわる担保を契約担当者等の指定する出納職員又は取扱金融機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者へ提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、契約担当者の審査を受け、その面前において、これを封かんの上、氏名及び金額を封筒に明記して保証金納付書を添え提出しなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書等と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、契約案及び現場説明等並びに入札執行通知（以下「設計図書等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において、設計図書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員に説明を求めることが出来る。

2 入札書は、別記書式により作成し、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。記載事項（金額を除く。）について訂正したときは、当該訂正箇所に訂正印を押さなければならない。

3 入札書の郵送は認めないものとする。

※ 大分市では認めていません。

※ 認める場合の参考例

ただし、入札保証金の全部を免除された場合であって契約担当者においてやむを得ないと認め、かつ書面により同意したときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書きし、中封筒に入札名及び入札日を記載し、契約担当者あて親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

7 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第5条 競争入札の指名を受けた者及び競争入札資格確認申請書を提出した者（以下「指名を受けた者等」という。）ものは、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を作成し、契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）にて行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札のとりやめ等)

第7条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは中止することがある。

2 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が2人に達しないときは、入札をとりやめるものとする。

3 前項の規定は、一般競争入札には適用しない。

4 最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、入札を取りやめるものとする。

(無効の入札書)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者としての資格を有しない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足がある者のした入札（免除・減額がある場合を除く）
- (4) 同一入札について2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印、その他入札要件を認定しがたい入札
- (8) 予定価格を上回る入札
- (9) 郵送による入札（認める場合：第4条第3項ただし書きに該当する場合は除く）
- (10) 指定通知日から落札決定をするまでの間に、大分市の指名取消措置を受けた者のした入札
- (11) 指定通知日から落札決定をするまでの間に、大分市の「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく排除措置を受けた者のした入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 再度入札に当り、直前の入札の最低価格以上の入札
- (11) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を上回る価格での入札
- (12) 提出期限までに積算内訳書を提出しなかった者のした入札
- (14) 積算内訳書の工事価格計(消費税及び地方消費税を除く。)又は業務価格

計(消費税及び地方消費税を除く。)が、入札価格と一致していない者のした入札

- (14) 見積内訳書の添付を求められている入札において、見積内訳書の添付がない又は内容に記載がない見積内訳書を添付した者のした入札
- (15) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後(以下「入札後」という。)いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、若しくは撤回又は辞退の申立をすることができない。

(開札)

第10条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合を除く。

(落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第12条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第8条の規定により入札書が無効とされた者又は最低制限価格未滿の入札者は、当該入札に再度参加することはできない。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第14条 落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 第3条第2項の規定は、「入札保証金」を「契約保証金」に、「入札保証保険契約」を「契約保証保険契約」に、「当該入札保証保険契約」を「当該契約保証保険契約」に読み替えて、前項のただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、あらかじめ、現金を契約保証金納付書により取扱金融機関に振り込み、契約保証金領収証書の交付を受け、これを出納職員に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、担保納付書を添えて出納長又は出納職員に提出し保管証書の交付を受けなければならない。
- 5 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律195号）第3条に規定する金融機関である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。
- 6 落札者は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第1項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約担当者に提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第15条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第16条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内（当該期間内に大分市の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間。）に契約書の案を提出し、契約を締結しなければならない。

- 2 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立)

第 17 条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(随意契約の場合の準用)

第 18 条 第 4 条から第 9 条本文まで、第 10 条、第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、随意契約の場合について準用する。この場合において「入札」を「見積」に、「落札」を「見積適格」に読み替えるものとする。